

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 29 日（火）第 638 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|----------------------|--------------|---|
| ○生産事業者の登録 | （森林経営課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○計量器の定期検査の実施 | （商工政策課取扱い） | 2 |
| ○まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更 | （水産振興課取扱い） | 4 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 4 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 4 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿児島県告示第498号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第2146号	遠見 咲夢 南九州市川辺町下山田 6002番地	種穂の採取 幼苗の育成	遠見 咲夢 南九州市川辺町下山田 6002番地

鹿児島県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所
出水郡長島町獅子島字犬唯732番，738番，739番1，739番2，字上仁田817番，818番
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

南九州市知覧町厚地字河口4075番，字落シ4205番，4207番，字厚木穴4224番から4226番まで，4242番，字久志木ヶ比良4271番4，字赤木4294番，4306番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第501号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和 7 年 9 月 10 日	10 : 30 ~ 14 : 30	伊佐市	伊佐市役所菱刈庁舎
令和 7 年 9 月 10 日	15 : 30 ~ 16 : 30	伊佐市	田中校区集会施設
令和 7 年 9 月 11 日	9 : 30 ~ 11 : 30	伊佐市	本城校区集会施設
令和 7 年 9 月 11 日	13 : 00 ~ 14 : 00	伊佐市	西太良地区コミュニティセンター
令和 7 年 9 月 17 日	11 : 00 ~ 13 : 30	伊佐市	山野基幹集落センター
令和 7 年 9 月 17 日	14 : 30 ~ 16 : 00	伊佐市	羽月地区公民館
令和 7 年 9 月 18 日	9 : 30 ~ 16 : 00	伊佐市	大口元気こころ館
令和 7 年 9 月 19 日	9 : 30 ~ 14 : 00	伊佐市	大口元気こころ館
令和 7 年 9 月 24 日	10 : 30 ~ 12 : 00	阿久根市	旧大川中学校
令和 7 年 9 月 24 日	13 : 30 ~ 16 : 30	阿久根市	脇本地区公民館
令和 7 年 9 月 25 日	9 : 30 ~ 16 : 00	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
令和 7 年 9 月 26 日	9 : 30 ~ 14 : 00	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
令和 7 年 10 月 1 日	11 : 00 ~ 13 : 00	長島町	川床コミュニティセンター

令和 7 年 10 月 1 日	14 : 00 ~ 16 : 30	長島町	長島町開発総合センター
令和 7 年 10 月 2 日	9 : 30 ~ 14 : 00	長島町	長島町役場指江庁舎
令和 7 年 10 月 6 日	11 : 00 ~ 12 : 00	出水市	江内カントリーコア
令和 7 年 10 月 6 日	13 : 30 ~ 16 : 00	出水市	出水市役所野田支所
令和 7 年 10 月 7 日	9 : 30 ~ 14 : 00	出水市	高尾野農村環境改善センター
令和 7 年 10 月 8 日	10 : 30 ~ 16 : 00	出水市	米ノ津公会堂
令和 7 年 10 月 9 日	9 : 30 ~ 16 : 00	出水市	米ノ津公会堂
令和 7 年 10 月 10 日	9 : 00 ~ 12 : 00	出水市	鹿島公民館
令和 7 年 10 月 10 日	13 : 30 ~ 14 : 00	出水市	大川内農業者トレーニングセンター
令和 7 年 10 月 15 日	10 : 30 ~ 16 : 00	出水市	出水公会堂
令和 7 年 10 月 16 日	9 : 30 ~ 14 : 00	出水市	出水公会堂
令和 7 年 10 月 20 日	14 : 30 ~ 16 : 00	屋久島町	栗生生活館
令和 7 年 10 月 21 日	9 : 30 ~ 12 : 00	屋久島町	自然休養村管理センター
令和 7 年 10 月 21 日	13 : 30 ~ 16 : 00	屋久島町	屋久島町総合センター
令和 7 年 10 月 22 日	13 : 30 ~ 16 : 00	屋久島町	離島開発総合センター
令和 7 年 10 月 23 日	9 : 00 ~ 9 : 30	屋久島町	永田公民館
令和 7 年 10 月 23 日	10 : 00 ~ 11 : 00	屋久島町	一湊公民館
令和 7 年 10 月 23 日	15 : 30 ~ 16 : 30	屋久島町	口永良部出張所
令和 7 年 11 月 5 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市知覧体育館
令和 7 年 11 月 6 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市知覧体育館
令和 7 年 11 月 7 日	10 : 00 ~ 14 : 00	南九州市	松山地区農業者トレーニングセンター
令和 7 年 11 月 11 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市顚娃文化会館
令和 7 年 11 月 12 日	10 : 00 ~ 12 : 00	南九州市	南九州市上別府地区公民館
令和 7 年 11 月 12 日	13 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市別府地区公民館
令和 7 年 11 月 13 日	10 : 00 ~ 12 : 00	南九州市	南九州市川辺農村環境改善センター
令和 7 年 11 月 13 日	13 : 30 ~ 16 : 00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
令和 7 年 11 月 14 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
令和 7 年 11 月 18 日	10 : 00 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊作田地区活性化センター
令和 7 年 11 月 19 日	9 : 30 ~ 12 : 00	日置市	日置市鶴丸地区公民館
令和 7 年 11 月 19 日	13 : 00 ~ 15 : 30	日置市	日置市 B & G 東市来海洋センター
令和 7 年 11 月 20 日	10 : 00 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊集院総合体育館
令和 7 年 11 月 21 日	10 : 00 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊集院総合体育館
令和 7 年 11 月 26 日	10 : 00 ~ 12 : 00	日置市	日置市日吉総合体育館
令和 7 年 11 月 26 日	13 : 30 ~ 14 : 30	日置市	日置市永吉地区公民館
令和 7 年 11 月 27 日	9 : 30 ~ 15 : 00	日置市	日置市伊作地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定により，特

定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、令和 7 年 9 月 10 日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

鹿児島県告示第 502 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まあじに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
5,400 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	3,500 トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第 503 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1250 号	令和 13 年 8 月 14 日	蒸製骨粉	3-21 蒸製骨粉	窒素全量 3.0 りん酸全量 21.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里 2762 番地

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 78 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 7 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P/R e : ゼロから始める異世界生活鬼がかり v e r / A 0 3	株式会社大都技研	4P1603
ぱちんこ遊技機	P/R e : ゼロから始める異世界生活鬼がかり v e r / L 0 7	株式会社大都技研	4P1703
ぱちんこ遊技機	e いせれべ J S A	株式会社 J F J	5P0530
ぱちんこ遊技機	P A G o G o 富士山 T	株式会社 A - g o n	5P0026
回胴式遊技機	L B マジカルハロウィーン G S	株式会社グレードワン	5S0467
回胴式遊技機	L B / シェイクボーナストリガー / A 1	株式会社大都技研	530293
回胴式遊技機	L 荒野のコトブキ飛行隊 S S	株式会社スパイキー	5S0846